

給水工事施行基準

第1章 総 則

第2章 設計水量及び口径の決定

第3章 配管設計

第4章 材 料

第5章 導水装置

第6章 工事調書

第7章 施工及び検査

關係提出書類

關係要綱等

目 次

第 1 章	総 則	
	第 1 条 (目 的)	1
	第 2 条 (給水装置工事の施工区分)	7
	第 3 条 (給水装置工事の手続)	9
	第 4 条 (給水方式)	15
	第 5 条 (給水装置の設置基準)	22
第 2 章	設計水量及び口径の決定	
	第 6 条 (設計水量)	25
	第 7 条 (水理計算)	30
	第 8 条 (給水管及びメータの口径)	49
第 3 章	配管設計	
	第 9 条 (給水管の分岐)	73
	第 10 条 (配管上の注意)	75
	第 11 条 (給水管の保護)	78
	第 12 条 (給水管の埋設)	80
	第 13 条 (止水栓の位置)	83
	第 14 条 (メータの位置)	86
	第 15 条 (メータ前後の配管)	96
	第 16 条 (汚染防止の措置)	105
	第 16 条の 2 (浄・活水器の取扱い)	115 の 2
	第 16 条の 3 (給水装置の耐震性向上)	115 の 7
第 4 章	材 料	
	第 17 条 (給水装置用材料と付属材料等)	117
	第 18 条 (合格証印の表示)	123
	第 19 条 (使用規制等)	130
第 5 章	導水装置	
	第 20 条 (関係法規等)	135
	第 20 条の 2 (他水混合)	137
	第 21 条 (給水タンクの設置条件)	138
	第 22 条 (給水タンクの容量)	140
	第 23 条 (給水タンクの付属設備)	141
第 6 章	工事調書	
	第 24 条 (給水装置工事調書)	145
	第 25 条 (導水装置工事調書)	175
第 7 章	施工及び検査	
	第 26 条 (施 工)	181
	第 27 条 (完成検査)	183
	第 28 条 (引渡し)	184
	関係提出書類	185
	関係要綱等	221

索 引

1次停止圧・・・・・・・・・・151, 313, 314, 324
 ISO9000・・・・・・・・・・121
 ウイリアムス・ヘーゼン公式・・30, 31, 33, 35
 ウェストン公式・・・・・・・・30, 31, 34, 45
 ウォーターハンマ・3, 75, 79, 140, 141, 320の2
 クロスコネクション・・・・・・・・4, 22, 105, 137, 308
 タンク方式とする場合・・・・・・・・15, 307
 チェック水栓
 ・・・・・・・・57, 70, 76, 137の2, 228, 317, 318
 バキュームブレーカ・・・・・・・・105, 106, 109, 231
 ボールタップ・・・・・・・・38, 75, 76, 79, 84, 141
 メータバイパスユニット
 ・・・・・・・・83, 96, 119, 315, 324
 メータユニット・・・・・・・・43, 58, 63, 119, 147
 メータ位置・・・・・・・・11, 22, 86, 146
 メータ間隔棒・・・・・・・・90, 97, 104
 メータの選定(決定)・・・・・・・・49, 321
 メータ設置工事・・・・・・・・7, 8
 メータ付増設・・・・・・・・22, 23, 153, 372
 各戸検針・・・・・・・・8, 9, 10, 11, 55, 153, 176, 307
 完成検査・・・・・・・・55, 109, 183, 291, 324
 管径均等表・・・・・・・・33
 更生工事・・・・・・・・9, 11, 134, 320
 管内流速・・・・・・・・30, 320, 321
 越流管・・・・・・・・17, 105, 106, 137, 138, 141, 143
 基準適合証明書・・・・・・・・123, 126, 127
 吸排気弁・119, 181, 182, 315, 316, 316の2, 317
 給水タンク・・2, 115の6, 135, 138, 140, 181
 他水混合
 ・4, 9, 11, 137, 137の2, 137の3, 137の4, 154
 減圧式逆流防止器定期点検報告書・・109, 113
 給水装置工事計画協議書・10, 11, 12, 137, 305
 給水負荷単位・・・・・・・・27, 349
 新給水負荷単位・・・・・・・・351
 共同使用水栓・・・・・・・・57, 70, 318
 規格外メータ管・・・・・・・・87, 92, 96, 218
 建築確認・・・・・・・・10, 306
 建築物衛生法・・・・・・・・5, 135
 減圧式逆流防止器
 ・105, 109, 151, 291, 313, 315, 316, 316の2
 臨時給水(工事用)・・・・・・・・11, 23, 49, 307
 最低必要圧力・・・・・・・・30, 33, 319
 指定給水用具・・・・・・・・117, 120, 240
 支管位置標示・・・・・・・・80, 95
 支管分岐
 7, 16, 17, 22, 23, 24, 49, 83, 97, 146, 147, 148, 308
 支栓・・・・・・・・24, 83

施行令第6条・・・・・・・・73, 120, 183, 319
 道路止水栓・・・・・・・・83
 私設消火栓・・・・・・・・4, 22, 145
 自己認証品・・・・・・・・117, 121, 127, 147
 集合メータボックス・・・・・・・・87, 94
 集団給水・・・・・・・・2, 9, 10, 11
 設計水圧・・・・・・・・4, 151, 305, 314, 320
 計画最小動水圧・・・・・・・・4, 30, 31, 49
 設計水量・・・・・・・・25, 30, 320の2
 船舶給水・・・・・・・・2, 22
 損失水頭・・・・・・・・3, 30, 31, 141, 151, 314, 322
 他水設備・・・・・・・・75, 76, 154
 多世帯住宅・9, 16, 22, 23, 55, 153, 308, 316の2
 太陽熱温水器・・・・・・・・16, 227
 循環式給湯機・・・・・・・・106
 耐圧検査・・・・・・・・291, 324
 第三者認証品・・・・・・・・117, 121, 127
 通過メータ・・・・・・・・3, 23
 定水位弁・・・・・・・・76, 79, 84, 140, 141, 228, 232
 吐水口空間
 ・15, 17, 105, 107, 108, 137, 143, 144, 308
 凍結防止・・・・・・・・58, 78, 87, 316, 363
 動水勾配・・・・・・・・30, 32
 同時使用率・・・・・・・・25, 26, 307
 道路取付管・・・・・・・・2, 4, 7, 8, 49, 73, 80, 83, 181
 波立ち防止板・・・・・・・・79, 141, 143
 副受水タンク・・・・・・・・6, 15, 17, 87, 140, 152, 228
 分譲地給水・・・・・・・・2, 9, 10, 195
 埋設深度・・・・・・・・24, 80, 115の6
 連通管・・・・・・・・139
 貯水槽水道・・・・・・・・5, 6
 簡易専用水道・・・・・・・・5, 6, 135
 専用水道・・・・・・・・5, 6, 135
 局規格品・・・・・・・・117, 121, 142, 240
 瞬時最大流量・・・・・・・・49, 313, 323
 フレキシブル管・・・・・・・・58, 60, 63
 浄水器・・・・・・・・84, 106, 115の2
 1次圧センサー・・・・・・・・312, 313

給水工事施行基準

平成 9 年 10 月改定	平成 22 年 11 月改定
平成 10 年 4 月改定	平成 23 年 4 月改定
平成 12 年 10 月改定	平成 24 年 4 月改定
平成 14 年 4 月改定	平成 25 年 4 月改定
平成 15 年 10 月改定	平成 26 年 4 月改定
平成 16 年 11 月改定	平成 27 年 4 月改定
平成 17 年 4 月改定	平成 28 年 4 月改定
平成 18 年 4 月改定	平成 29 年 4 月改定
平成 19 年 4 月改定	平成 30 年 4 月改定
平成 20 年 4 月改定	平成 31 年 4 月改定
平成 21 年 4 月改定	令和 2 年 4 月改定
平成 21 年 6 月改定	令和 3 年 12 月改定
平成 22 年 4 月改定	令和 3 年 4 月改定
平成 22 年 9 月改定	令和 4 年 4 月改定

名古屋市上下水道局